

# 感染症等対応マニュアル

このマニュアルは、事業所内において食中毒・感染症等が発生した場合に適切に対応できるよう、職員に対して感染症等の予防方法、感染症等発生時の対応手順および留意事項を定めるものである。

合同会社どりい夢

## 1. 日常の注意点

合同会社どおり夢のすべての事業所はそれぞれが集団生活の場であるので、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう普段から衛生面に十分気をつけなければならない。下記の5つを基本として、細菌などが繁殖しやすくなる季節や天候の時は特に配慮する必要がある。

### ①室内を清潔に保つ

室内の空気を入れ替えたり、こまめに掃除したりタオル類を交換するなど、清潔な環境を保つことを心がける。また、害虫対策も季節に合わせて行う。

### ②職員自身が手洗いやうがいをする

特にインフルエンザなど感染性のある病気が流行しているときには、手洗い（資料1）やうがいだけでなく、マスクの着用やアルコール消毒の使用等、細心の注意が必要である。

### ③感染性の病気に注意する

日常、室内で利用者児同士の接触が多い環境では、病気が感染しやすいということを知っておく。事業所内での感染を予防するためにも、室内・備品・遊具・玩具などを清潔に保つよう心がける。

### ④調理器具は清潔を保つ

食中毒を予防するために、調理器具は消毒し、乾燥させるなどの対策をとる。食中毒が心配される季節は特に気をつけなければならない。

### ⑤食品の管理に気をつける

食中毒を予防するためには、食品自体にも気を配らなくてはならない。肉や野菜・果物等は買い置きなどをせず、使う分だけ購入し、すぐに調理する。食中毒が心配される季節は特に、作り置きなどはなるべく避け、調理してからあまり時間を空けずに食べるようにする。

## 2. 主な感染症の症状と予防法

### インフルエンザ（鳥インフルエンザ等を除く）

主 な 症 状 ： 高熱、全身症状（倦怠感、関節・筋肉痛、頭痛）、呼吸器症状（咽頭痛、せき、鼻水）

感 染 経 路 ： 気道、接触、飛沫

潜 伏 期： 1～3日

感 染 期 間：発熱後3～4日間

- 合併症（肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症）を併発する可能性がある  
るので注意する。

- 全く症状のない不顕性感染症例や軽症例もあるので注意する

出席停止期間：発症（発熱等症状が現れた日は含まない）後5日間かつ解熱後2日間を  
経過するまで

予 防 法：基本の予防はワクチン接種である。ワクチン接種しても感染を完全に防  
ぐことはできないが、感染後の発症率と発症後の重症化率を下げるこ  
との期待はできる。

発症している利用者児の利用を控えてもらうのは必須だが、保菌者であ  
る可能性が高い場合にも控えてもらうのが賢明である。事業所内におい  
て利用者児に発症・保菌の可能性が認められた場合には、その利用者児  
を速やかに隔離することはもちろん、全員が飛沫感染対策（※1）およ  
び接触感染対策（※2）を行うようにする。

アルコール消毒による効果が高い。

※1 飛沫感染対策

全員がマスクをつけ、咳エチケットを実行する

※2 接触感染対策

うがい・手洗いを励行し、感染者の体液が付着したものを中心に消毒する

## ノロウイルス

主 な 症 状：嘔吐、下痢、腹痛発熱等（通常3日以内に回復）

- 嘔吐・下痢が頻繁にある場合は脱水症状を起こす可能性があるので、  
排尿があるかどうかの確認が必要。

感 染 経 路：気道、接触、飛沫

- 非常に感染力が強く、100個以下のウィルスでも容易に感染・発病  
する

- 感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させることにより、乾燥  
し空気の流れて舞い上がり、そのウィルスを吸い込むことで感染し、  
安易に集団感染を引き起こす

潜 伏 期：12～48時間

感 染 期 間：3日以降10日間程度ウィルスを排出している場合がある

出席停止期間：回復に時間を要する感染症であることを踏まえ、嘔吐・下痢の症状が治  
まり、普段の食事ができるようになるまで

予 防 法：感染者の隔離と嘔吐物や糞便の適切な処理、ウィルスを不活性化させる  
ことが重要である。

アルコール消毒による効果は期待できず、85℃で1分以上加熱または

次亜塩素酸ナトリウム消毒がもっとも効果的である。濃度は、有機物の少ない場合0.02%、嘔吐物や糞便に対しては0.1以上の濃度での消毒が効果が高い。消毒薬の作り方は「5. 消毒法について」を参照。嘔吐や下痢症状が出た場合は、すべての利用者児・職員は別室に移動する。嘔吐物や便の処理をする際には、窓を開けて換気を行った上でマスク・エプロン・手袋等を装着し、処理後はすべて破棄する。

#### 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）

主 な 症 状：激しい腹痛、水様性の下痢、血便（発熱は軽度）

- 血便は初期は少量で、しだいに血液の量が増していく
- 乳幼児は重症化しやすいので特に注意する

感 染 経 路：経口、接触

- 保菌している動物に触れることにより感染する場合もある

潜 伏 期：4～8日

感 染 期 間：便中に菌が排出されている期間

出席停止期間：症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで

予 防 法：●経口感染予防

- ①調理を行う前に、下痢症状や手の傷等がないか確認する。
- ②食材を衛生的かつ適切な温度で保管し、十分な加熱調理をする。
- ③加工済みの食材を提供する場合は、衛生的に調理・管理されているかを確認する。

●接触感染予防

- ①手洗いの励行（普段から習慣づけること）（資料1）
- ②水遊び等を実施する場合は、塩素消毒基準を厳守する

### 3. 感染症への対策

予防を基本とする。職員研修を必要に応じて行うことと、学校や他の施設・地域・家族等と、感染症の予防や拡大防止を図れるよう情報交換を行うことが重要である。

#### 手洗い

- 登所時、外出の後、排泄後、調理・配膳時・食事前等は念入りに洗う習慣を身につける（資料1）。
- 利用者児は共用タオルの使用は避け、備え付けの使い捨てタオルを使う。
- 調理・配膳時・食事前等は特に、利用者児・職員ともに速乾性擦式手指消毒剤を使用する。（ただしノロウイルスには効果があまりないので気をつける）

## うがい

登所時、外出の後は必ず実施する習慣をつける。（必ずしもイソジン等の「うがい液」を使う必要はない）

## 室温・湿度

- 室温：夏場は25～28℃、冬場は20～23℃を心がける
- 湿度：約55～60％程度がよい
- 定期的に換気を行い、エアコン・加湿器等の清掃はこまめに行う

## 咳エチケット

飛沫感染で感染を広げないために、下記について守ること（資料2）

- 咳やくしゃみを他人に向けて発しない
- 咳が出るときはできるだけマスクを着用する
- マスクがない時に咳やくしゃみが出そうなときは、ハンカチ・ティッシュ・タオル等で口を覆う
- とっさのときの咳やくしゃみは、手ではなく、袖や上着の内側で覆う。
- 素手で咳やくしゃみを受け止めたときは、すぐに手を洗う

## 衛生管理

### ●活動場所

- ・季節に合わせた適切な温度・湿度、換気
- ・エアコン・加湿器等の清掃
- ・床・棚・窓等の清掃
- ・備品・玩具等の洗浄・消毒
- ・ドアノブ・電気スイッチ等の消毒

### ●トイレ

- ・毎日の清掃・消毒（必要に応じて日に何度でも）
- ・手洗い後のタオルは、個別のものを使用
- ・汚物のすみやかな処理と処理後の消毒

### ●食事・おやつするとき

- ・食材の衛生的かつ適切な温度での管理
- ・衛生的な配膳・下膳
- ・調理・配膳時・食事前等の手洗いの励行
- ・テーブル等の消毒（食前・食後）および食後の床等の清掃
- ・食器類の共用をしないこと

### ●オムツ交換のとき

- ・ 交換場所の徹底
- ・ 交換後の手洗いの徹底
- ・ 糞便処理手順の徹底
- ・ 使用後のオムツ等の衛生管理（蓋つきの汚物容器に保管すること）

### ●職員の衛生管理

- ・ 清潔な服装・頭髪
- ・ 日々の自身の体調管理（風邪に似た症状等がないか）

### ●利用者児への対応

- ・ 利用者児の体調管理（体温調節がうまくできない利用者児への体温管理・衣服の着脱等）
- ・ 家族との連絡ノート等を活用し、当日の利用者児の体調などを事業所に伝えてもらうこと（睡眠状態、食事、排泄、精神状態など）
- ・ 学校や他の施設等への送迎の際、担任の先生や施設の職員等に留意事項を確認すること
- ・ 登所時すぐにバイタルチェック（検温の他、目視でも顔色・動き・目つき等に注意する）

## 4. 感染症の発生時の対応

感染症が学校や他の施設あるいは地域で発生している場合には、感染症に関する情報を収集して関係者に提供することが重要である。事業所内で発生した感染症については、逆に学校や他の施設などの関係機関に対して情報を発信することになる。

学校での出席停止措置および施設の登所停止措置が法で定められている感染症（資料4）については、その症状が疑われる場合は家族と連絡を取りあい、関係機関へ連絡する等の対策を講じる。

- 体温が37.5℃以上になった場合、下痢・嘔吐症状が出た場合などは家族に連絡し、なるべく早く迎えに来てもらうよう手配する。
- 症状が出ている利用者児は、他の利用者児とは別の部屋で安静に過ごさせる。
- 利用者児の帰宅後、必要に応じて施設内・送迎車両内等を消毒する。

さらに、事業所内での感染症の罹患者が職員・利用者児を含めて10名に達した場合には、行政窓口および管轄の保健所に患者の発生状況を報告し対応を相談するとともに、報告書を提出する（様式1・様式2・様式3）。

保健所では積極的疫学調査を行う場合があるので、その際はできる限り協力する。

## 5. 消毒法について

消毒とは、病原体の感染性をなくすか、病原体の数を減少させることをいう。その方法には、熱で処理する方法（煮沸・熱水）と消毒薬による方法がある。

消毒法の種類と作用時間は次のとおりである。

消毒法の種類と作用時間

| 種類   | 消毒法                                            | 作用時間                                     |
|------|------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 煮沸消毒 | シンプルメッシュ煮沸消毒器                                  | 100℃ 15分間                                |
| 熱水消毒 | ウォッシャーディスインフェクター<br>熱水洗濯機<br>食器洗浄機             | 80～90℃ 3～10分間<br>80℃ 10分間<br>洗浄 + 80℃リンス |
| 消毒薬  | 洗浄法（スクラブ法）<br>擦式法（ラビング法）<br>清拭法（ワイピング法）<br>浸漬法 | 30 秒間<br>30 秒間<br>アルコール含浸綿<br>30 分間      |

社会福祉施設等で用いる代表的な消毒薬の病原体に対する効果と消毒の対象となるもののへの使用の可否は次のとおりである。

代表的な消毒薬の効果と対象

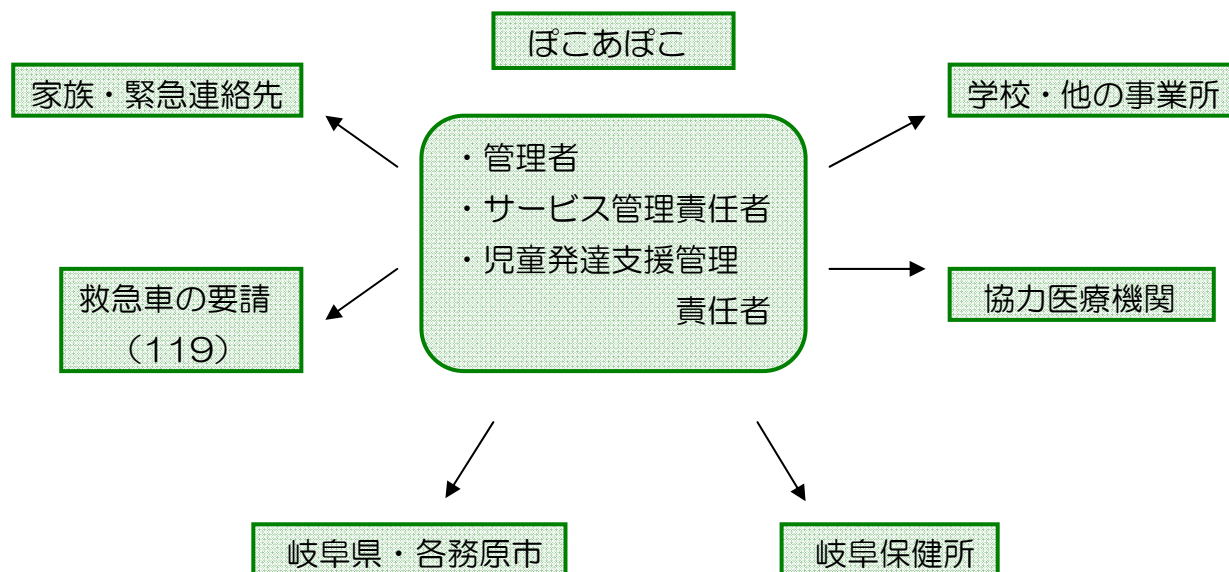
| 消毒薬（商品名）                            | 病原体 |     |      | 対象         |     |
|-------------------------------------|-----|-----|------|------------|-----|
|                                     | 細菌  | 結核菌 | ウィルス | 手指         | 環境  |
| 消毒用エタノール<br>（消毒用エタノール）              | ○   | ○   | ○※1  | ○          | ○   |
| グルコン酸クロルヘキシジン<br>（ヒビテン・マスキン）        | ○   | ×   | ×    | ○          | ○   |
| 塩化ベンザルコニウム<br>（逆性石けん・オスバン）          | ○   | ×   | ×    | ○          | ○   |
| 次亜塩素酸ナトリウム（資料3）<br>（家庭用塩素系漂白剤・ミルトン） | ○   | ○   | ○    | ×          | ○※2 |
| ○効果あり ×効果なし                         |     |     |      | ○使用可 ×使用不可 |     |

◆ぼこあぼこでは、部屋と設備・備品等の消毒に次亜塩素酸ナトリウム溶液を使っています。

※1 ノロウィルスなどについてはあまり効果がない

※2 金属腐食作用があるため、金属器具を消毒の際は約 10 分後に水拭きが必要

## 6. 事業所内で感染症が発生した場合の連絡体制



## 7. 資料・様式一覧

### 資料

- 資料1：手を洗いましょう（手洗い手順）
- 資料2：咳エチケット
- 資料3：消毒薬の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）
- 資料4：学校保健安全法施行規則 第18条・第19条

### 様式

- 様式1：インフルエンザ様疾患患者発生報告書
- 様式2：インフルエンザ様疾患患者死亡報告書
- 様式3：食中毒・感染症その他公衆衛生事故による患者発生報告書

### 附則

令和4年3月1日策定

令和5年10月1日改定

令和7年4月1日改定

# 手を洗いましょう（手洗い手順）



①水で手を濡らし、ハンドソープをとります。  
手のひらをしっかりとこすり合わせて、  
じゅうぶんに泡立てましょう。



②手の甲を伸ばすように洗います。



③指先・爪先の内側を洗います。



④指の間を洗います。



⑤親指をねじるように洗います。



⑥手首も洗います。

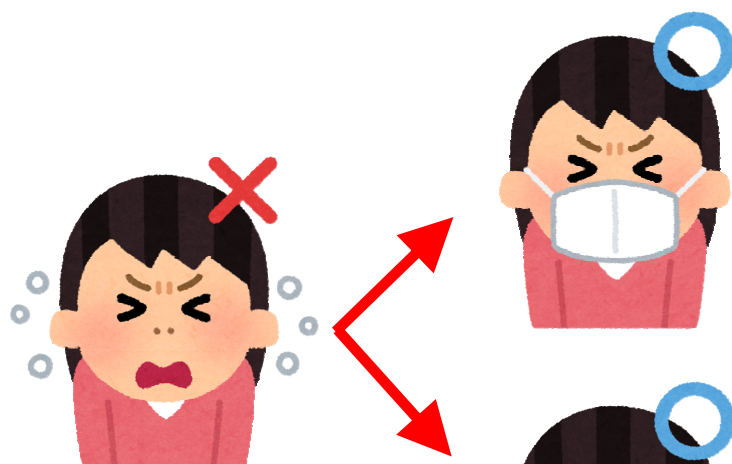


⑦流水で、よく洗い流します。

★ハンドソープをつけてから水で流すまで、15秒以上こすりあわせましょう！

## せき 咳エチケット

インフルエンザなどの呼吸器感染症は、かかった人のせきやくしゃみなどの飛沫に含まれるウィルスや細菌を吸い込むことによって感染します。これを「飛沫感染」と言います。感染症を予防するため、病気の有無にかかわらず、ふだんからせきやくしゃみが直接人にかからないようにカバーしましょう。



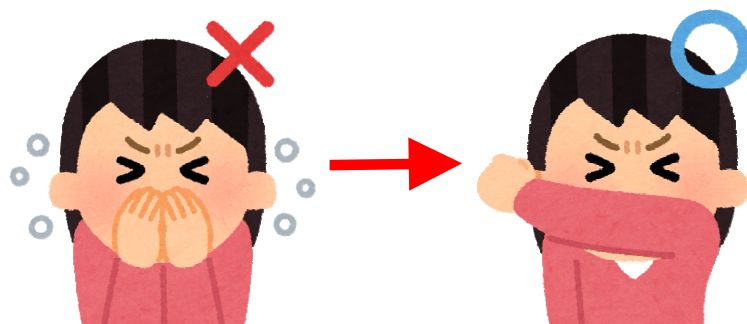
### ①マスクをする

- せきやくしゃみが続くときはマスクをしましょう。
- マスクはしっかりと鼻と口をおおうようにつけましょう。



### ②口と鼻をカバーする

- せきやくしゃみをするときは、ティッシュペーパーなどで口と鼻をおおいます。
- 使ったティッシュペーパーは、すぐゴミ箱に捨てましょう。



### ③何もないときは袖でカバー

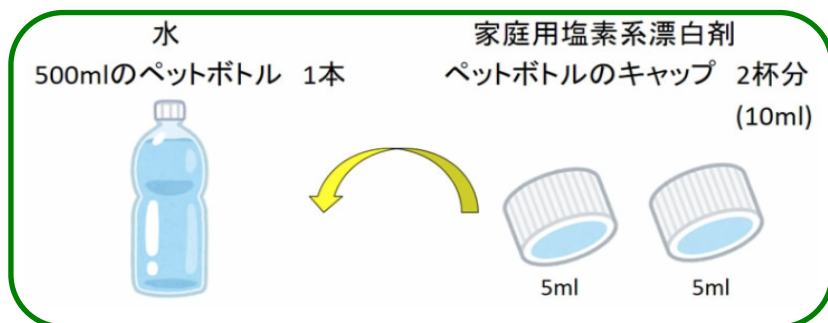
- とっさにせきやくしゃみが出てしまうときには、手ではなく腕の部分で口と鼻をおおいます。
- 手でおおったときにはウィルスなどが手に付着している状態なので、すぐに手を洗いましょう。

- いずれの場合も、周囲の人からなるべく離れましょう。
- こまめな手洗いを心がけましょう。

## 消毒液の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）

漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤ハイターなど）を用いる場合、調整法は次のとおりです。必ず濃度を確認してください。

### 1,000ppm（0.1％）希釈液の作り方

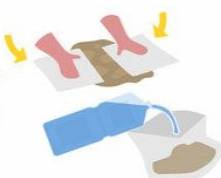


- ①500mlのペットボトルを用意。
- ②ペットボトルのキャップに2杯（約10ml）の原液を、用意したペットボトルに入れる。
- ③水道水を加えて、500mlにする。

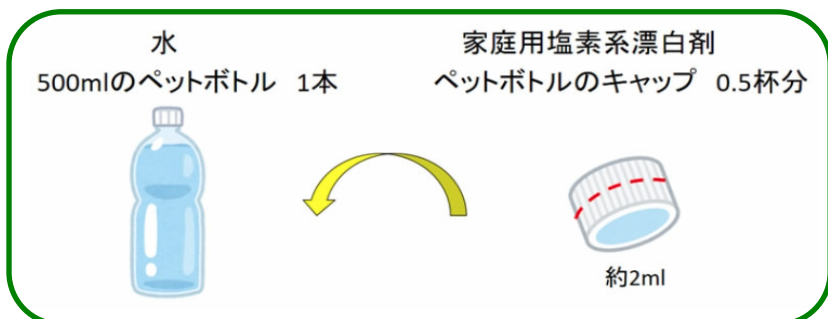
#### 対象

- 嘔吐物・排せつ物などで汚染された床などの消毒
- 汚染された衣類などの浸け置き

嘔吐物はペーパータオルなどで拭き、0.1%の消毒液をたらしてから密閉して捨てる



### 200ppm（0.02％）希釈液の作り方



- ①500mlのペットボトルを用意。
- ②ペットボトルのキャップに半分（約2ml）の原液を、用意したペットボトルに入れる。
- ③水道水を加えて、500mlにする。

#### 対象

- 食器・まな板・ふきんなどの浸け置き
- ドアノブ・手すり・床やトイレの便座などの消毒

汚れた衣類は、0.02%の消毒液に10分浸すか85℃の湯で1分以上消毒



### 次亜塩素酸ナトリウムの注意点

- ペットボトルで作る場合は特に、調整後の消毒液を誤飲しないように注意する。
- 失明のおそれがあるため、消毒液が目に入らないようにする。
- 希釈液調整後は長期間保管しない（1日分の調整が望ましい）。
- 金属腐食性があるため、金属には使用しないか、使用後の水拭きを忘れないようにする。
- 光・高温で失活するため、冷暗所で保管する。用いる容器を遮光性のあるものにするか、アルミホイルなどで覆うのも効果的。

# 学校保健安全法施行規則 第18条・第19条

| 感染症種類 | 対象疾病                                                                                                                                                            | 潜伏期間                              | 出席停止期間                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 第一種   | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、痘そう<br>重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）<br>中東呼吸器症候群（病原体がMARSコロナウィルスであるものに限る）<br>特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する） |                                   | 治癒するまで                                       |
| 第二種   | 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）                                                                                                                                          | 1～2日                              | 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快の後1日を経過するまで               |
|       | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）                                                                                                                              | 1～2日                              | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                |
|       | 百日咳                                                                                                                                                             | 6～15日                             | 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで             |
|       | 麻疹（はしか）                                                                                                                                                         | 10～12日                            | 解熱した後3日を経過するまで                               |
|       | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                                                                                                                                                 | 14～24日                            | 耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
|       | 風疹                                                                                                                                                              | 14～23日                            | 発疹が消失するまで                                    |
|       | 水痘                                                                                                                                                              | 11～20日                            | すべての発疹が痂皮化するまで                               |
|       | 咽頭結膜熱（プール熱）                                                                                                                                                     | 2～14日                             | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                          |
|       | 結核                                                                                                                                                              | 2年以内                              |                                              |
|       | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                                                        | 1～10日                             |                                              |
| 第三種   | コレラ、細菌性赤痢                                                                                                                                                       | 1～3日                              | 主治医において<br>伝染のおそれがないと認めるまで                   |
|       | 腸管出血性大腸菌感染症（O157など）                                                                                                                                             | 10時間～6日                           |                                              |
|       | 腸チフス、パラチフス                                                                                                                                                      | 7～14日                             |                                              |
|       | 流行性角結膜炎                                                                                                                                                         | 2～14日                             |                                              |
|       | 急性出血性結膜炎                                                                                                                                                        | 1～3日                              |                                              |
|       | その他の伝染病（溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐性下痢症（ノロウィルスなどによる感染性胃腸炎）等）                                                                                                   | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |                                              |

◆感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

◆インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指す。

◆出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は機関には算定せず、その翌日を1日目とする。

## インフルエンザ様疾患患者発生報告書

年 月 日

御中

施 設 種 別

施 設 名 ぽこあぽこ

施設長(代表者)名 高橋 寿子

所 在 地

施設利用者数 人

## &lt; 発生の状況 &gt;

※報告基準

ア・イ・ウ

該当 (いずれか○をつける)

| 区 分            |                                    | 利用者 | 職 員 | 計 |
|----------------|------------------------------------|-----|-----|---|
| 有症者数累計(治癒者を含む) |                                    |     |     |   |
| 1              | 施設利用者および職員のうち<br>インフルエンザ様疾患の症状のある者 |     |     |   |
| 2              | 1のうち治療中の者                          |     |     |   |
| 3              | 2のうち現在、インフルエンザ様疾患で<br>医療機関に入院している者 |     |     |   |
| 4              | 3のうち重篤患者数                          |     |     |   |

## &lt; 報告対象等 &gt;

- ・施設利用者からインフルエンザ様疾患患者が発生した場合に、日ごとの経過記録を添付してください。
- ・報告対象者は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく「医師および指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の患者(確定例)に該当する患者とします。
- ・重篤患者とは、医療機関に入院し、治療のためICUに入っているか人工呼吸器を装着する等の治療が必要な患者を指す。

## &lt;&lt; 報告者 &gt;&gt;

|       |  |
|-------|--|
| 氏 名   |  |
| T E L |  |
| F A X |  |

# インフルエンザ様疾患患者死亡報告書

年 月 日

御中

施 設 種 別 \_\_\_\_\_

施 設 名 \_\_\_\_\_ ぽこ あ ぽこ

施設長(代表者)名 \_\_\_\_\_ 高橋 寿子

所 在 地 \_\_\_\_\_

1 年齢等 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳代 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 男 ・ 女 \_\_\_\_\_

2 死亡年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

3 死亡場所

該当するものに○を付してください。

- 1) 施設内
- 2) 入院先の医療機関
- 3) その他 ( )

4 推定インフルエンザ様疾患罹患日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_  
(初発年月日)

《報告者》

|       |  |
|-------|--|
| 氏 名   |  |
| T E L |  |
| F A X |  |

## 食中毒・感染症その他公衆衛生事故による患者発生報告書

年 月 日

御中

施設種別

施設名 ぽこあぽこ

施設長(代表者)名 高橋 寿子

所在地

発生内容

|  |
|--|
|  |
|--|

施設利用者数 人

&lt; 発生の状況 &gt; ※報告基準 ア・イ・ウ 該当 (いずれか○をつける)

| 区 分            |                         | 利用者 | 職 員 | 計 |
|----------------|-------------------------|-----|-----|---|
| 有症者数累計(治癒者を含む) |                         |     |     |   |
| 1              | 施設利用者および職員のうち患者(症状のある者) |     |     |   |
| 2              | 1のうち治療中の者               |     |     |   |
| 3              | 2のうち現在、同症状で医療機関に入院している者 |     |     |   |
| 4              | 3のうち重篤患者数               |     |     |   |

- ・感染性胃腸炎の発生(推定を含む。)時においては、日ごとの経過記録を添付してください。
- ・重篤患者とは、医療機関に入院し、治療のためICUに入っているか人工呼吸器を装着する等の治療が必要な患者を指す。

&lt;&lt; 報告者 &gt;&gt;

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
| TEL |  |
| FAX |  |